

# 東住吉冤罪事件

## 朴龍皓さん、青木恵子さんの速やかな 再審裁判の開始を求めます

1995年7月22日、大阪市東住吉区の青木恵子さん宅で発生した火災事故で、青木さんの長女が痛ましくも逃げ遅れて焼死しました。火災原因は不明のまま、青木さんと内縁の夫、朴龍皓さんが保険金目的の放火殺人事件の犯人として逮捕されました。しかし、二人は公判開始以来、一貫して無実を主張しています。

私たちは当初から、近年明らかになった冤罪事件の数々と同様に、この事件も自白以外に直接証拠は存在せず、自白の内容は信用できない「疑わしきは被告人の利益に」と無罪判決を求めて裁判所への要請を続けてきました。しかしながら一・二審、最高裁ともに、その主張に耳を傾けることなく無期懲役が確定しました。

無実の二人は、弁護団とともに裁判のやり直しを求めて、2009年夏、再審請求書を提出しました。

弁護団は、裁判所、検察庁との三者協議のなかで、「朴自白」どおりの実験を行うことを提言し、合意のもとで、2011年5月に「新再現実験」を行いました。2012年3月7日、大阪地方裁判所第15刑事部は、「新再現実験」の証拠価値を認め、「ガソリン7.3リットルを床に撒き、ターボライターで火をつけた」とする「朴自白」の信用性に疑いが生じた、既存の全証拠とともに総合的に評価すると、確定判決の有罪認定に合理的疑いが生じるとして、再審開始を決定しました。

昨今の、各地での再審開始決定とともに、「東住吉冤罪事件」もまた、無辜の救済の視点をもって、科学的な証拠をもとに、ようやく適正な判断がなされたと、私たち市民は大きな喜びを持って受け止めました。

しかしながら、大阪地方検察庁は、「新再現実験」が三者協議において十分に検討された上で実施されたにもかかわらず、「犯行時の状況を正確にそっくりそのまま再現していない」として異議を申し立て、不当にも即時抗告をしました。

この「即時抗告」は、大阪地検が、「無実の者を罰することにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む」ことを誓約した「検察の理念」に背き、自らの面目を保つためにのみ行ったものであると考えます。

「無実のものは無罪に」。今、司法に対し多くの市民の注目が集まっています。

このうえは、貴裁判所が、大阪地方裁判所が出した、朴龍皓さん、青木恵子さんに対する「再審開始決定」を尊重し、「即時抗告」を直ちに棄却し、一日も早い再審裁判の開始を強く要請するものです。

年 月 日

大阪高等裁判所 第4刑事部 御中

氏 名	住 所

取扱団体●「東住吉冤罪事件」を支援する会

〒530-0041 大阪市北区天神橋 1-13-15 日本国民救援会大阪府本部気付